

令和8年度世田谷区印刷物掲載広告募集要領

世田谷区が発行する印刷物への掲載広告を下記のとおり募集します。

1 掲載広告を募集する印刷物

以下の印刷物について、掲載広告を募集します。各印刷物の詳細については、別紙1「印刷物広告掲載物詳細一覧」をご覧ください。

(1) せたがや便利帳

内容：行政サービスや身近な生活情報をまとめたガイドブック

発行時期：令和8年8月(予定)

発行部数：45,000部(予定)

配付対象：希望する区民

媒体構成：A4、約222頁

(2) 障害者のしおり

内容：障害者福祉のサービス、施策などを紹介した冊子

発行時期：令和8年8月(予定)

発行部数：16,000部(予定)

配付対象：障害者手帳所持者や障害福祉サービス利用者などを対象に該当する世帯、希望する区民

媒体構成：A4、約180頁

(3) 資源とごみの収集カレンダー

内容：資源・ごみの収集曜日や分け方・出し方などを掲載したカレンダー

発行時期：令和8年11月(予定)

発行部数：569,000部(予定)

配付対象：区内全世帯及び小規模事業所

媒体構成：A4、約16頁

(4) 資源とごみの分け方・出し方

内容：資源・ごみの分け方・出し方などをまとめたリーフレット

発行時期：令和9年4月(予定)

発行部数：90,000部(予定)

配付対象：全転入世帯及び希望する区民

媒体構成：A4、6頁

(5) 世田谷区立図書館ご案内

内容：区立図書館の利用方法、所在地や連絡先などを掲載したパンフレット

発行時期：令和9年4月(予定)

発行部数：45,000部（予定）

配付対象：希望する区民

媒体構成：A3(両面刷3回折)、12頁

2 広告掲載募集対象企業等

広告掲載の募集は以下の企業・店舗等を対象とし、「世田谷区広告掲載要綱」「世田谷区広告掲載基準」に反しないものとします。

分類	広告掲載できる業種
建設業	総合工事、職別工事、設備
製造業	繊維・衣服、自動車、自転車、機械器具、飲食料、家具、文房具、スポーツ用品、楽器、写真機、時計、眼鏡
電気・ガス 熱供給・水道業	電気、ガス、熱供給、上水道、下水道、工業用水道
情報通信業	通信、放送、情報サービス、新聞、出版、インターネット付随サービス、映像・音声・文字情報制作
運輸業	鉄道、道路旅客運送、道路貨物運送、水運、航空運輸
卸売・小売業	繊維・衣服、自動車、自転車、機械器具、家具、百貨店、総合スーパー、飲食料、書籍、文房具、スポーツ用品、医薬品・化粧品、新聞販売、楽器、写真機、時計、眼鏡、花・植木、ペット、中古品
金融・保険業	銀行、協同組織金融、郵便貯金取扱期間、政府関係金融機関、証券、保険
不動産業	建物売買、土地売買、不動産代理・仲介、不動産賃貸業、不動産管理、駐車場
飲食店	レストラン、食堂、カフェ
社会福祉 介護事業	認証保育所、認可保育所、認定こども園、介護老人保健施設、介護老人福祉サービス
文化・スポーツ	博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、音楽・文化・スポーツ・健康教室、フィットネスクラブ、資格講座、語学教室
複合サービス業	郵便局、協同組合
専門サービス業	法律事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、行政書士事務所、特許事務所、建築設計、測量、土木建築、デザイン
生活関連サービス業	旅行、火葬、墓地管理、葬儀、結婚式場、冠婚葬祭互助会、写真現像・焼付、公衆浴場、理容・美容院、学習塾
その他サービス業	廃棄物処理、自動車整備、機械等修理、物品賃貸、速記・入力・複写、印刷、測量証明、警備、清掃、労働者派遣
娯楽業	映画館、スポーツ施設、劇場
国・地方公共団体 及び公共的団体	政府機関、地方自治体、公益法人

3 応募方法

別紙2「広告掲載申込締切一覧」に示す各締切日までに、応募書類を下記の応募・問い合わせ先へお申し込みください。最終的な応募申込締切日は以下のとおりです。

(1) 最終応募申込締切日

せたがや便利帳／令和8年5月7日(木)

障害者のしおり／令和8年5月7日(木)

資源とごみの収集カレンダー／令和8年6月19日(金)

資源とごみの分け方・出し方／令和8年11月27日(金)

世田谷区立図書館ご案内／令和8年11月13日(金)

(2) 応募書類

①世田谷区印刷物広告掲載申込書(第1号様式)

②企業概要のわかる書類

(3) 応募・問い合わせ先

応募、問い合わせは、下記の世田谷区印刷物広告取扱事業者のいずれかへご連絡いただきますようお願いいたします。

【世田谷区印刷物広告取扱事業者】(届出順)

・株式会社宣通

所在地：港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟28階

電話：03-6717-2716

メール：jichitai-bid@sentsu.com

担当：林(はやし)

・有限会社犬小屋

所在地：世田谷区池尻三丁目21番16号617

電話：03-3411-3347

メール：info@inugoyaweb.com

担当：津久井(つくい)

4 広告掲載料金

広告掲載料金は、掲載する枠の範囲、色数等により異なります。詳細については、別紙3「掲載金額単価表」をご覧ください。

5 広告掲載の決定

各広告掲載応募の締切後「世田谷区広告掲載要綱」「世田谷区広告掲載基準」に基づき、区で審査のうえ、掲載の可否決定について、広告取扱事業者を通じてお知らせします。なお、広告掲載枠の希望が重複した場合は「世田谷区広告掲載基準」第7条の優先順位により決定します。同順位の場合は、抽選により決定します。

6 広告掲載料のお支払い

広告を掲載することが決定した場合、納入期日までに広告掲載料の納付をお願いします。納入期限は掲載決定通知の発送より概ね3週間以内です。納入された広告掲載料はお返しできかねますので、あらかじめご了承ください。ただし、広告主の責に帰すことのできない事由により広告を掲載することができなかった場合はこの限りではありません。

7 広告原稿

(1) 広告原稿の提出

広告取扱事業者が指定する期日までに、アドビイラストレータ形式の広告原稿版下及びPDFデータの2種類を、広告取扱事業者へご提出ください。なお、広告原稿の作成を各広告取扱事業者へ依頼する場合は、別途、各広告取扱事業者との契約により依頼していただくようお願いします。

(2) 校正

校正を原則1回行います。別途広告取扱事業者より、日程等お知らせのうえ、校正紙をお渡ししますので、期日までにご確認をお願いします。

8 完成品のお届け

広告掲載印刷物の完成後、広告取扱事業者を通じて各広告主様に完成品を1部お届けします。

9 辞退等の取扱い

掲載決定通知後は、原則として辞退することはできません。止むを得ない事情が生じた場合、早急に広告取扱事業者へご連絡の上、書面でご提出ください。なお、納入済みの広告料についてはお返しできかねますので、ご了承ください。

10 その他

応募内容に虚偽があることが判明したとき、及び区が広告掲載について不相当と判断したときは、広告掲載をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

本件担当課/世田谷区政策経営部広報広聴課
電話 03-5432-2009 FAX03-5432-3001